

議案第11号

世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年1月28日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教 育 長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区立学校施設の開放に関する規則を一部改正するために本案を提出する。



世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1号中「子供」を「子ども」に改める。

第5条第2項中「前項の」の次に「規定により」を加える。

第7条及び第12条から第14条までの規定中「もの」を「者」に改める。

第15条本文中「もの」を「者」に、「付帯設備」を「附帯設備」に、「き損」を「損傷」に改める。

第16条中「利用するもの」を「利用する者」に、「その責」を「その責め」に改める。

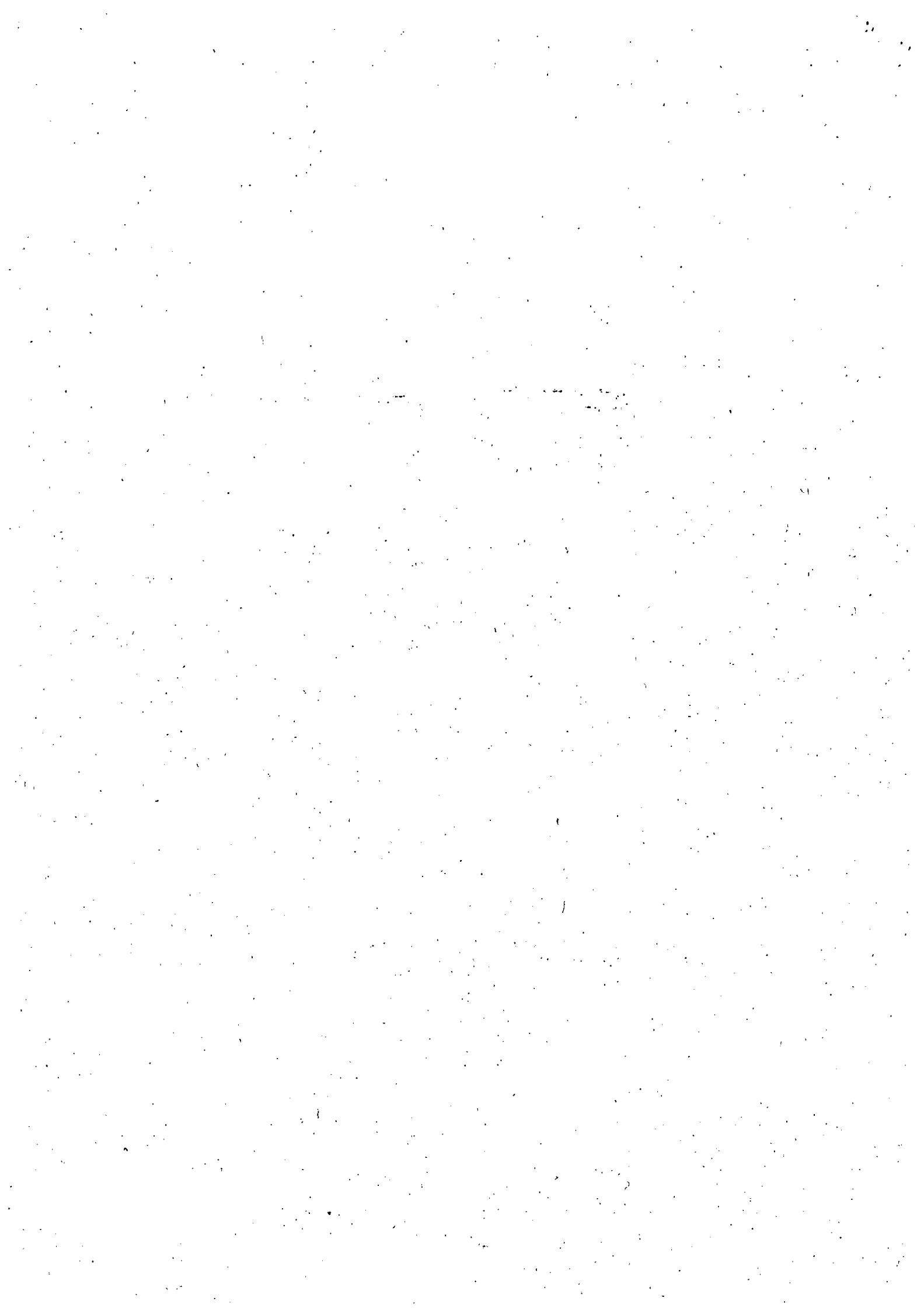
別表3の部体育館（池尻小学校東側体育館を除く。）の項及び池尻小学校東側体育館の項中「池尻小学校東側体育館」を「池之上小学校第二校舎体育館及び池尻小学校東側体育館」に改め、同部校庭の項中「校庭」の次に「（池之上小学校第二校舎校庭を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

池之上小学 校第二校舎 校庭	午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで
----------------------	--

別表6の部教室（池尻小学校東側体育館内音楽室を除く。）の項及び池尻小学校東側体育館内音楽室の項中「池尻小学校東側体育館内音楽室」の次に「、多目的室及び会議室」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表3の部体育館（池尻小学校東側体育館を除く。）の項、池尻小学校東側体育館の項及び校庭の項の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。



世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立学校施設の開放に関する規則 昭和53年11月10日世教委規則第9号</p> <p>改正</p> <p>昭和57年 7月 3日世教委規則第9号 昭和58年 6月 2日世教委規則第3号 昭和59年 6月 30日世教委規則第5号 昭和61年 6月 20日世教委規則第10号 昭和63年 7月 1日世教委規則第5号 平成 4年 3月 25日世教委規則第10号 平成 4年 9月 10日世教委規則第17号 平成 7年 3月 31日世教委規則第10号 平成 9年 7月 31日世教委規則第9号 平成10年 6月 30日世教委規則第9号 平成11年10月 29日世教委規則第15号 平成14年 3月 29日世教委規則第14号 平成16年 3月 31日世教委規則第8号 平成16年 8月 31日世教委規則第13号 平成16年11月 26日世教委規則第15号 平成18年 3月 29日世教委規則第17号 平成20年 3月 28日世教委規則第21号 平成25年 3月 29日世教委規則第5号</p>	<p>○世田谷区立学校施設の開放に関する規則 昭和53年11月10日世教委規則第9号</p> <p>改正</p> <p>昭和57年 7月 3日世教委規則第9号 昭和58年 6月 2日世教委規則第3号 昭和59年 6月 30日世教委規則第5号 昭和61年 6月 20日世教委規則第10号 昭和63年 7月 1日世教委規則第5号 平成 4年 3月 25日世教委規則第10号 平成 4年 9月 10日世教委規則第17号 平成 7年 3月 31日世教委規則第10号 平成 9年 7月 31日世教委規則第9号 平成10年 6月 30日世教委規則第9号 平成11年10月 29日世教委規則第15号 平成14年 3月 29日世教委規則第14号 平成16年 3月 31日世教委規則第8号 平成16年 8月 31日世教委規則第13号 平成16年11月 26日世教委規則第15号 平成18年 3月 29日世教委規則第17号 平成20年 3月 28日世教委規則第21号 平成25年 3月 29日世教委規則第5号</p>

世田谷区立学校施設の開放に関する規則
東京都世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和52年4月東京都世田谷区教育委員会規則第4号）の全部を改正する。
(目的)

世田谷区立学校施設の開放に関する規則
東京都世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和52年4月東京都世田谷区教育委員会規則第4号）の全部を改正する。
(目的)

改正後	改正前
<p>第1条 この規則は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条の規定により、学校施設を利用し、<u>子どもの安全な遊び場を確保することを目的に、社会教育及び社会体育の振興を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこどによる。</p> <p>(1) 学校開放 学校教育に支障のない範囲で学校施設を<u>子供の遊び場又は社会教育及び社会体育の振興のために利用させることを</u>いう。</p> <p>(2) 遊び場開放 世田谷区立小学校（以下「小学校」という。）の校庭、体育館又は教室を、児童又は幼児の遊び場として利用させることをいう。</p> <p>(3) スポーツ開放 小学校又は世田谷区立中学校（以下「中学校」という。）の体育館、格技室、校庭、庭球場、プール、トレーニング室又はクライミングウォールをスポーツ活動又はレクリエーションの場として利用させることをいう。</p> <p>(4) 教室開放 小学校又は中学校の教室又は小ホールを社会教育活動の場として利用させることをいう。</p> <p>(5) 地域体育館 小学校又は中学校の体育館のうち、別表のとおり世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した体育館をいう。</p> <p>(6) プール 中学校のプールのうち、別表のとおり教育委員会が指定したプールをいう。</p> <p>(学校開放の種類)</p> <p>第3条 教育委員会が行う学校開放は、遊び場開放、スポーツ開放及び教室開放とする。</p> <p>(学校開放の事務と校長の責任)</p> <p>第4条 学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条の規定により、学校施設を利用し、<u>子供の安全な遊び場を確保するとともに、社会教育及び社会体育の振興を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこどによる。</p> <p>(1) 学校開放 学校教育に支障のない範囲で学校施設を<u>子供の遊び場又は社会教育及び社会体育の振興のために利用させることを</u>いう。</p> <p>(2) 遊び場開放 世田谷区立小学校（以下「小学校」という。）の校庭、体育館又は教室を、児童又は幼児の遊び場として利用させることをいう。</p> <p>(3) スポーツ開放 小学校又は世田谷区立中学校（以下「中学校」という。）の体育館、格技室、校庭、庭球場、プール、トレーニング室又はクライミングウォールをスポーツ活動又はレクリエーションの場として利用させることをいう。</p> <p>(4) 教室開放 小学校又は中学校の教室又は小ホールを社会教育活動の場として利用させることをいう。</p> <p>(5) 地域体育館 小学校又は中学校の体育館のうち、別表のとおり世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した体育館をいう。</p> <p>(6) プール 中学校のプールのうち、別表のとおり教育委員会が指定したプールをいう。</p> <p>(学校開放の種類)</p> <p>第3条 教育委員会が行う学校開放は、遊び場開放、スポーツ開放及び教室開放とする。</p> <p>(学校開放の事務と校長の責任)</p> <p>第4条 学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。</p>

改正後	改正前
2. 学校開放により施設を利用する学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責任を負わないとする。 (遊び場開放の運営に関する事務の委託)	2 学校開放により施設を利用する学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責任を負わないとする。 (遊び場開放の運営に関する事務の委託)
第5条 教育委員会は、各小学校ごとの遊び場開放の運営に関する事務の一部を、当該学校ごとに設置された世田谷区遊び場開放運営委員会（以下「遊び場運営委員会」という。）に委託することができる。	第5条 教育委員会は、各小学校ごとの遊び場開放の運営に関する事務の一部を、当該学校ごとに設置された世田谷区遊び場開放運営委員会（以下「遊び場運営委員会」という。）に委託することができる。
2 前項の規定により委託する事務の範囲その他の委託に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。	2 前項の委託する事務の範囲その他の委託に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。
(遊び場開放の対象者) 第6条 遊び場開放により学校施設を利用できる者は、次の各号に掲げる遊び場開放の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。 (1) 校庭開放 区内に住所を有する児童（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学年児童をいう。以下同じ。）及び成人の付添いのある児童 (2) 放課後の遊び場開放 区内に住所を有し、又は小学校に在籍する児童	(遊び場開放の対象者) 第6条 遊び場開放により学校施設を利用できる者は、次の各号に掲げる遊び場開放の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。 (1) 校庭開放 区内に住所を有する児童（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学年児童をいう。以下同じ。）及び成人の付添いのある児童 (2) 放課後の遊び場開放 区内に住所を有し、又は小学校に在籍する児童
(遊び場開放の日時及び施設) 第7条 前条に定める者が遊び場として利用できる日時及び施設は、別表に定める範囲内において、各遊び場運営委員会が別に定める。	(遊び場開放の日時及び施設) 第7条 前条に定める者が遊び場として利用できる日時及び施設は、別表に定める範囲内において、各遊び場運営委員会が別に定める。
(スポーツ種目の制限) 第8条 スポーツ開放において、学校施設をスポーツ活動に利用する場合のスポーツの種目は、教育委員会が別に定める。	(スポーツ種目の制限) 第8条 スポーツ開放において、学校施設をスポーツ活動に利用する場合のスポーツの種目は、教育委員会が別に定める。
(スポーツ開放の日時等) 第9条 スポーツ開放の日時は、別表のとおりとする。 2 体育館（地域体育館を除く。）のスポーツ開放は、団体に限り行	(スポーツ開放の日時等) 第9条 スポーツ開放の日時は、別表のとおりとする。 2 体育館（地域体育館を除く。）のスポーツ開放は、団体に限り行

改正後	改正前
うものとする。 (教室開放の日時) 第10条 教室開放の日時は、別表のとおりとする。 (利用手続) 第11条 スポーツ開放及び教室開放により学校施設を利用しようとす る者は、世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年4月世田谷区条例 第16号）に定めるところにより、施設の使用承認を受けなければな らない。	うものとする。 (教室開放の日時) 第10条 教室開放の日時は、別表のとおりとする。
(利用者の義務) 第12条 学校施設を利用する者は、常に善良なる管理者の注意をもつ て施設を使用しなければならない。	(利用の義務) 第12条 学校施設を利用するものは、常に善良なる管理者の注意をも つて施設を使用しなければならない。
(利用の制限) 第13条 教育委員会は、学校施設を利用する者が、この規則に違反し、第13条 教育委員会は、学校施設を利用するものが、この規則に違反 し、若しくは係員の指示に従わないとき、又は学校教育上支障があ るとときその他教育委員会が必要があると認めたときは、その使用を中 止し、又は制限することができる。	(利用の制限) 第13条 教育委員会は、学校施設を利用する者が、この規則に違反し、第13条 教育委員会は、学校施設を利用するものが、この規則に違反 し、若しくは係員の指示に従わないとき、又は学校教育上支障があ るとときその他教育委員会が必要があると認めたときは、その使用を中 止し、又は制限することができる。
(原状回復) 第14条 学校施設を利用する者は、設備の使用を終了したときは、直 ちに原状に回復しなければならない。	(原状回復) 第14条 学校施設を利用するものは、設備の使用を終了したときは、直 ちに原状に回復しなければならない。
(損害賠償) 第15条 学校施設を利用する者は、利用に際して施設又は付帯設備を 滅失し、又は損傷したときは、教育委員会が相当と認める損害を賠 償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむをえない理 由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができ る。	(損害賠償) 第15条 学校施設を利用するものは、利用に際して施設又は付帯設備を 滅失し、又はき損したときは、教育委員会が相当と認める損害を 賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむをえない理 由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができます。
(事故の責任) 第16条 学校施設を利用する者は、その責めに帰すべき事由に基づく 事故について、責任を負うものとする。	(事故の責任) 第16条 学校施設を利用するものは、その責めに帰すべき事由に基づく 事故について、責任を負うものとする。

改正後	(委任)	改正前
<p>第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会がこれを定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正前の規則によりなした手続きその他の行為は、この規則によってなしたものとみなす。</p> <p>付 則 (昭和57年7月3日世教委規則9号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則によりなした手続きその他の行為は、この規則によつてなしたものとみなす。</p> <p>付 則 (昭和57年7月3日世教委規則9号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正前の規則による改正前の東京都世田谷区立学校施設の開放に関する規則の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規則によってなされた手続きその他の行為とみなす。</p> <p>付 則 (昭和57年7月3日世教委規則9号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の東京都世田谷区立学校施設の開放に関する規則の規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。</p> <p>付 則 (昭和58年6月2日世教委規則第3号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和59年6月30日世教委規則第5号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和61年6月20日世教委規則第10号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和63年7月1日世教委規則第5号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成4年3月25日世教委規則第10号)</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成4年9月10日世教委規則第17号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成4年9月10日世教委規則第17号)</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成7年3月31日世教委規則第10号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年7月31日世教委規則第9号)</p> <p>この規則は、平成9年7月31日世教委規則第9号を定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正前の規則によりなした手続きその他の行為は、この規則によってなしたものとみなす。</p> <p>付 則 (昭和57年7月3日世教委規則9号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正前の規則による改正前の東京都世田谷区立学校施設の開放に関する規則の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規則によってなされた手続きその他の行為とみなす。</p> <p>付 則 (昭和58年6月2日世教委規則第3号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和59年6月30日世教委規則第5号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和61年6月20日世教委規則第10号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和63年7月1日世教委規則第5号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成4年3月25日世教委規則第10号)</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成4年9月10日世教委規則第17号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成4年9月10日世教委規則第17号)</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成7年3月31日世教委規則第10号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年7月31日世教委規則第9号)</p>		

改正後	改正前
<p>1 この規則は、平成9年8月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設の開放に関する規則は、平成9年10月1日以後の学校開放に係る開放日時等について適用し、同日前の学校開放に係る開放日時等については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この規則は、平成9年8月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設の開放に関する規則は、平成9年10月1日以後の学校開放に係る開放日時等について適用し、同日前の学校開放に係る開放日時等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成10年6月30日世教委規則第9号）</p> <p>この規則は、平成10年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年10月29日世教委規則第15号）</p> <p>この規則は、平成11年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年3月29日世教委規則第14号）</p> <p>この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年3月31日世教委規則第8号）</p> <p>この規則は、平成16年6月1日から施行する。ただし、第6条にただし書を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年8月31日世教委規則第13号）</p> <p>この規則は、平成16年9月20日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年11月26日世教委規則第15号）</p> <p>この規則は、平成16年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月29日世教委規則第17号）</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月28日世教委規則第21号）</p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年3月29日世教委規則第5号）</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和 年 月 日世教委規則第 号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表3の部体育館（池尻小学校東側体育館を除く。）の項、池尻小学校東側体育館の項及び校庭の項の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定は、令和2</p>

改正後

		改正前	
年4月1日から施行する。 別表(第2条、第7条、第9条、第10条関係)		別表(第2条、第7条、第9条、第10条関係)	
1 遊び場開放(校庭開放に限る。)		1 遊び場開放(校庭開放に限る。)	
開放施設	開放日	開放時間	開放時間
校庭	日曜日、休日及び学校 休業日	午前9時から午後5 時まで	日曜日、休日及び学校 休業日
	水曜日(休日及び学校 休業日である日を除 く。)	午後1時から午後5 時まで	水曜日(休日及び学校 休業日である日を除 く。)
2 遊び場開放(放課後の遊び場開放に限る。)		2 遊び場開放(放課後の遊び場開放に限る。)	
開放施設	開放日	開放時間	開放時間
校庭	日曜日、休日及び学校 休業日以外の日(以下 「平日」という。)	授業終了時から午後 6時まで	日曜日、休日及び学校 休業日以外の日(以下 「平日」という。)
体育館 教室			
3 スポーツ開放(地域体育館及びプールを除く。)		3 スポーツ開放(地域体育館及びプールを除く。)	
開放施設	開放日	開放日時	開放日時
	日曜日、休日及び学校 休業日	平日	日曜日、休日及び学校 休業日
体育館(池之上小学校第二校舎体 育館及び池尻小学校東側体育館 を除く。)	午前9時から午後1時 まで 午後1時から午後5時 まで 午後5時から午後9時 まで	午後6時30分から午後 9時まで	午後6時30分から午後 9時まで 午後1時から午後5時 まで 午後5時から午後9時 まで
池之上小学校第 二校舎体育館及 び	午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで		午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで

別表(第2条、第7条、第9条、第10条関係)

1 遊び場開放(校庭開放に限る。)

別表(第2条、第7条、第9条、第10条関係)	
1 遊び場開放(校庭開放に限る。)	
2 遊び場開放(放課後の遊び場開放に限る。)	
開放施設	開放日
校庭	日曜日、休日及び学校 休業日
	水曜日(休日及び学校 休業日である日を除 く。)
3 スポーツ開放(地域体育館及びプールを除く。)	
開放施設	開放日
校庭	日曜日、休日及び学校 休業日
体育館	「平日」
教室	「平日」

	改正後	改正前
び池尻小学校東側体育館	午後 5時から午後 9時まで	午後 5時から午後 9時まで
格技室	午前 9時から午後 1時まで (時間区分については、教育委員会が別に定める。) 午後 1時から午後 5時まで 午後 5時から午後 9時まで	午前 9時から午後 1時まで (時間区分については、教育委員会が別に定める。) 午後 1時から午後 5時まで 午後 5時から午後 9時まで
校庭 (池之上小学校第二校舎校庭を除く。)	午前 9時から午前11時まで (夜間照明設備の設置校に限る。) 午後 1時から午後 3時まで 午後 3時から午後 5時まで 午後 6時30分から午後 8時30分まで (夜間照明設備の設置校に限る。)	午前 9時から午前11時まで (夜間照明設備の設置校に限る。) 午後 1時から午後 3時まで 午後 3時から午後 5時まで 午後 6時30分から午後 8時30分まで (夜間照明設備の設置校に限る。)
池之上小学校	午前 9時から午後 1時まで	
第二校舎校庭	午後 1時から午後 5時まで	
庭球場	午前 9時から午前11時まで (夜間照明設備の設置校に限る。)	午前 9時から午前11時まで (夜間照明設備の設置校に限る。)

改正後		改正前	
開放施設	開放日時	開放施設	開放日時
八幡山小学校第二体育館	午前9時から午後9時まで(時間区分については、教育委員会が別に定める。)	午前11時から午後1時明設備の設置校に限る。)	午前11時から午後1時明設備の設置校に限る。)
団体	日曜日	午前9時から正午まで 正午から午後3時まで 午後3時から午後6時まで 午後6時から午後9時まで	午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後6時30分から午後8時30分まで(夜間照明設備の設置校に限る。)
4 スポーツ開放(地域体育館に限る。)			
開放施設	開放日時	開放施設	開放日時
八幡山小学校第二体育館	午前9時から午後9時まで(時間区分については、教育委員会が別に定める。)	午前9時から午後9時まで(時間区分については、教育委員会が別に定める。)	午前9時から正午まで 正午から午後3時まで 午後3時から午後6時まで 午後6時から午後9時まで
団体	日曜日	午前9時から正午まで 正午から午後3時まで 午後3時から午後6時まで 午後6時から午後9時まで	午前9時から正午まで 正午から午後3時まで 午後3時から午後6時まで 午後6時から午後9時まで
日曜日以外の日	午前9時から午後9時まで	日曜日以外の日	午前9時から午後9時まで

改正後		改正前	
5 スポーツ開放 (プールに限る。)		時まで (時間区分については、教育委員会が別に定める。)	
5 スポーツ開放 (プールに限る。)		時まで (時間区分については、教育委員会が別に定める。)	
開放施設	開放日時	開放施設	開放日時
温水プール	午前9時から午後9時まで	温水プール	午前9時から午後9時まで
太子堂中学校	個人	太子堂中学校	個人
玉川中学校	団体	玉川中学校	団体
烏山中学校		烏山中学校	
梅丘中学校		梅丘中学校	
駒沢中学校	午前10時から午後5時30分まで	駒沢中学校	午前10時から午後5時30分まで
北沢中学校	開放期間は、7月1日から9月30日までの範囲内で教育委員会が別に定める。	北沢中学校	開放期間は、7月1日から9月30日までの範囲内で教育委員会が別に定める。
緑丘中学校		緑丘中学校	
駒留中学校		駒留中学校	
八幡中学校		八幡中学校	
瀬田中学校		瀬田中学校	
深沢中学校		深沢中学校	

改正後		改正前	
用賀中学校	芦花中学	用賀中学校	芦花中学
喜多見中学校	喜多見中学校	喜多見中学校	喜多見中学校
船橋希望中学校	船橋希望中学校	船橋希望中学校	船橋希望中学校
夜間ブルーホール	松沢中学校	松沢中学校	午後6時30分から午後8時30分まで 開放期間は、7月1日から9月30日までの範囲内で教育委員会が別に定める。
弦巻中学校	弦巻中学校	弦巻中学校	
6 教室開放		6 教室開放	
開放施設		開放日時	
教室（池尻小学校内音楽室、多目的室及び会議室を除く。）		日曜日、休日及び学校休業日	平日
教室（池尻小学校内音楽室、多目的室及び会議室を除く。）		午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで	午後5時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで
池尻小学校東側体育館内音楽室及び会議室		午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで
小ホール		午前9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで

改正後	備考	備考
改正前		
<p>1 この表の時間帯は、準備及び後片付けの時間を含むものとする。</p> <p>2 この表において「休日」とは、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>3 この表において「学校休業日」とは、土曜日並びに世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第6条第1項の表に規定する夏季休業日、冬季休業日、春季休業日及び都民の日をいう。</p>	<p>1 この表の時間帯は、準備及び後片付けの時間を含むものとする。</p> <p>2 この表において「休日」とは、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>3 この表において「学校休業日」とは、土曜日並びに世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第6条第1項の表に規定する夏季休業日、冬季休業日、春季休業日及び都民の日をいう。</p>	<p>1 この表の時間帯は、準備及び後片付けの時間を含むものとする。</p> <p>2 この表において「休日」とは、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>3 この表において「学校休業日」とは、土曜日並びに世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第6条第1項の表に規定する夏季休業日、冬季休業日、春季休業日及び都民の日をいう。</p>